

地方分権改革については、政府における地方分権改革推進計画の策定を経て、「新分権一括法(仮称)」案を来年の通常国会に提出することが予定されており、重要な局面を迎えている。

しかしながら、これまでの地方分権改革に対する各府省の姿勢は極めて消極的であり、また、先に政府より示された「出先機関改革に係る工程表」においても第2次勧告が何ら具体化されていないなど、地方分権改革推進委員会の勧告や地方の主張を真摯に受け止めているとは言い難く、強い憤りを感じる。

そこで、本日、八都府市首脳会議は、政府において、首相の強いリーダーシップのもと、これまで以上に地方分権改革の取組が重点的に行われ、真の分権型社会が早期に実現されるよう、次のとおり意見を表明し、政府に対しその実現を強く要求する。

また、我々自らも当事者として、強力に改革を推し進めていく決意で臨むものである。

真の分権型社会の実現

国と地方の役割分担の適正化や、地方の自由度の拡大の観点から、次の改革を徹底して行うこと。

(1) 役割分担の徹底した見直しと権限移譲の推進

住民に身近な行政はできる限り地方にゆだねるという地方分権改革推進法の基本方針に則り、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、事務・権限の移譲を大胆に進めること。

(2) 義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、廃止を基本に徹底して見直すとともに、地方自治体の条例制定権を拡大すること。

なお、国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

(3) 国の出先機関の見直し

国の出先機関については、事務・権限の必要性を十分に精査し、地方に対して事務・権限とその事業実施に必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管については、地方と十分に協議を行うこと。

また、第2次勧告で示された35,000人の職員削減を真摯に受け止め、権限移譲を進めながら、「地方振興局(仮称)」等については、そのあり方について十分検討すること。

(4) 「(仮)地方行財政会議」の設置

地方に関わる事項の政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させる仕組みである「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

(5) 「地方分権改革推進計画」の策定に当たって

真の地方分権改革を実現するため、「地方分権改革推進計画」の策定に当たっては、地方との協議を事前に十分行い、地方の意見を反映させること。

分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

国と地方の役割分担に応じた税財源の充実確保等の観点から、次の改革を一体的かつ強力に推進すること。

その際には、我が国最大の大都市圏である八都府市の行財政需要を的確に反映するなど、それぞれの地域の特性を十分に考慮すること。

(1) 税源移譲

まずは、国と地方の税収比5:5を実現し、将来的には、地方が担うべき事務と責任に見合った地方税源の充実強化を図ること。

国から地方への税源移譲を行う際には、地方消費税の充実を図るなど、税源の地域偏在性

が少なく、安定的な税収を確保できる地方税体系を構築すること。

(2) 地方交付税制度改革

地方の行財政需要を的確に把握した上で、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を復元・充実すること。

地方交付税は、地方固有の共有財源であることを明確化し、国による義務付けや政策誘導を排除すること。

地方財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率の引上げ等によって対応すること。

(3) 国庫補助負担金改革

国庫補助負担金については、事業に必要な財源を移譲した上で、その件数を大幅に削減するなど整理・合理化を図ること。

なお、単なる補助負担率の引下げや、補助金額の縮小、交付金化は、断じて行わないこと。

(4) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業負担金については、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うべき事業は、国が全額費用負担し、地方が行うべき事業は、権限と必要な財源を地方に移譲すべきという観点から、そのあり方について廃止等の抜本的な見直しを行うこと。

特に、維持管理費の地方負担については、本来、管理主体である国が負担すべきであり、即刻廃止すること。

(5) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の即時撤廃

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は直ちに撤廃し、国税化された法人事業税を地方税として復元すること。

地域間の税収格差の是正は、地方分権を踏まえた国・地方の税体系の実現や、行財政需要を的確に反映させる地方交付税制度の構築など、地方税財政制度を抜本的に改革する中で行うこと。

道州制の議論に当たって

政府による「道州制ビジョン」の策定に当たっては、地方の参画の下、新しい国家像をつくるという導入の理念を踏まえ、中央府省の大胆な解体再編を含めた、国と地方の役割分担を根本的に見直すとともに、基礎自治体のあり方や大都市制度の構築について、十分な議論を行うこと。

また、その際には、国の都合による行財政改革や財政再建の手段として行うことなく、真の分権型社会の実現を目指すこと。

なお、道州制の議論いかににかかわらず、地方分権改革を着実に推進すること。

平成 21 年 4 月 23 日

内閣総理大臣 麻生 太郎 様

八都県市首脳会議

| | | |
|----|--------|---------|
| 座長 | さいたま市長 | 相 川 宗 一 |
| | 埼玉県知事 | 上 田 清 司 |
| | 千葉県知事 | 森 田 健 作 |
| | 東京都知事 | 石 原 慎太郎 |
| | 神奈川県知事 | 松 沢 成 文 |
| | 横浜市 長 | 中 田 宏 |
| | 川崎市 長 | 阿 部 孝 夫 |
| | 千葉市 長 | 鶴 岡 啓 一 |